

2024年度制度・政策団体交渉

本部は、3月4日・6日制度政策要求(闘争申第3号)115項目について会社と協議をおこなった。回答については、「現行どおりとしたい」「新設する考えはない」の繰り返しで、それぞれの項目について、我々の主張を強く訴えてきた。

一主な要求項目一

◎55歳以上の在職条件の改善及び、60歳以降の雇用について

- ・55歳以降の基本給支給率10.0%、定期昇給の実施。
- ・社員の定年退職日を年度末日へ、年金満額支給開始年齢に合わせての定年延長。
会社)定年延長については、現時点で変更する考えはないが、社会情勢等を踏まえ今後の検討課題となる。

◎嘱託再雇用社員の労働条件について

- ・在籍年齢に応じて、1年経過毎の「一時金制度」10万円支給、慰労金50万円の増額。

・期末手当Aについて、基準額に社員と同様の支払い月数、支給割合の撤廃。

- ・60歳以降の「短日数制」の導入。

・乗務員について、高齢者行路・交番の全職場での作成。

- ・65歳以降の積立保存休暇制度導入。

・社宅利用、扶養手当の新設、リフレッシュ休暇の新設。

会社)「短日数制」については、要員が必要であり厳しい。高齢者行路については、列車本数等により、作成できない職場もある。

◎賃金・手当について

- ・扶養手当(配偶者)、通勤手当、出向手当、出向特別手当、乗務員手当等の増額。

・超過勤務手当の分単位での支給。

・多車種手当、汚物・嘔吐物処理手当、小動物(鹿・猪)の死骸処理手当、自車扱い・車載器取扱い、車椅子(介助)手当、車内整備手当、乗務員宿泊所整備手当の新設。

・制服に着替える時間を労働時間へ。

・当該職場から離れた遠隔地で教育・訓練を受ける場合の移動時間を労働時間へ。

会社)手当については、作業に対しては支給しない考え方でこれまでと変わるものではない。